

令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (Ⅱ 外国人の子供の就学促進事業)
 事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 焼津市 】
令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制 別紙のとおり</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること</p> <p>①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整 外国人児童生徒支援員を配置し、本市への転入時における就学のためのガイダンスを教育委員会学校教育課にて行った。生育歴、学習履歴、家族の状況、就学希望や進学希望の有無、将来に向けた見通し等の聞き取りを行い、同時に、本市の公立小中学校について保護者の心構え等の説明もを行い、日本の教育への理解を得るようにした。コーディネーターが同席したときは、簡単な母語チェックを行うこともした。 その後、受け入れ先の学校と就学時期の連絡調整や聞き取った内容の伝達等をした。</p> <p>②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設 本市の小中学校の空き教室等を活用し、日本語指導・学習支援教室を設置し、必要に応じて外国人児童生徒支援員を派遣した。日本語指導教室を利用する児童生徒は、居住学区の学校に在籍しているため、外国人児童生徒支援員を派遣する形とし、各校において日本語指導、学習支援を行った。</p> <p>③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修 教育委員会学校教育課にて、外国人児童生徒支援員の研修を年間6回行った。(内容は、本市の外国人の就学状況の情報共有や、効果的な支援方法等について等)</p>
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項①～⑥について、それぞれ記入すること</p> <p>①不就学等の外国人の子供に係る学校等との連絡調整 ○転入時の相談や案内により、多くの児童生徒が市立小中学校へ就学することとなった。相談時に作成したシート等を学校に引き継いだことで、学校での転入手続きもスムーズに進んだケースが多かった。 ●経済的な理由や、保護者の養育力の乏しさから就学を希望しなかったり、希望しても就学の継続が困難であったりすることが心配されるため、他機関との連携が必要なケースが増えている。</p> <p>②学校外における、不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導のための教室の開設 ○支援員を派遣する形を取ったため、外国人等の児童生徒は、地域の学校に通いながら日本語指導等の支援を受けることができた。 ●日本語習得や学習の進度等は、個人差が大きいことであり、初期指導の期間等を一律に決めることはできない。この状況を見ながら臨機応変に対応する必要がある。</p>

③不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科若しくは母語指導又は学習習慣の確保に係る指導を学校外において行う指導員の研修

○日本語教師の資格をもつ支援員が増えたため、研修会でのグループワーク等を行って交流することで、他の支援員の意識や支援方法により効果がでている。

●支援員は登録制であり、資格の有無や働き方の希望、支援員としての経験の有無も様々である。全員に同様のスキルを求めることは難しい。

	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳以上 (過年齢)
本事業で対応した子供の数	人	223人	80人	人

4. その他(今後の取組等)

不就学の家庭については、今後も定期的に働きかけ、就学の意思を確認していく。

・個々の日本語習得等の状況に合わせて、支援員を派遣する期間や時間を柔軟に考え対応する。支援のニーズに合わせ、支援員の適切な配置を行っていく。

・支援員研修の充実を図るために講師を招聘したり、教材を導入したりすることを通して、引き続き支援員の日本語指導や子どもへの対応のスキルアップを図っていく。また、コーディネーターが、研修会以外の時でも、支援員への指導ができる体制を整える。

・他課主催の進路ガイダンスを補助するために支援員が参加する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き文部科学省ホームページで公開する。